

発議案第14号

富津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成28年3月18日提出

提出者	富津市議会議員	平野明彦
賛成者	同	福原敏夫
	同	石井志郎
	同	岩本朗
	同	松原和江
	同	佐久間勇

富津市議会議長 鈴木幹雄様

提案理由

次の市議会議員一般選挙から現行の議員定数を18人から2人削減し、16人となることに伴い、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会委員会条例の一部を改正する条例

富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務常任委員会」を「総務産業常任委員会」に、「6人」を「8人」に改め、同号キ中「他の常任委員会」を「教育福祉常任委員会」に改め、同号中キをコとし、カをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 水道部の所管に属する事項

第2条第2項第1号中オをキとし、エをカとし、ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 農業委員会の所管に属する事項

第2条第2項第1号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建設経済部の所管に属する事項

第2条第2項第2号中「6人」を「8人」に改め、同号ア中「（環境衛生、公害対策、自然保護及び環境保全に関する事項を除く。）」を削り、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙後初めて招集される富津市議会の招集の日から施行する。